

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会規約

平成20年5月15日	制定
平成21年4月1日	一部改正
平成22年4月1日	一部改正
平成23年4月1日	一部改正
平成24年4月1日	一部改正
平成25年4月1日	一部改正
平成26年6月29日	一部改正
平成29年7月2日	一部改正
平成31年1月23日	一部改正
令和2年5月22日	一部改正
令和4年 月 日	一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(区域)

第2条 協議会の区域は、佐渡市とする。

(目的)

第3条 協議会は、朱鷺と暮らす郷づくり認証制度（以下「認証」という。）発足に伴い、朱鷺と暮らす郷づくり認証米（以下「認証米」という。）の生産性と品質を高めること及び、生きものを育む農法の推進による佐渡地域における生物多様性を保全することにより、朱鷺と暮らす郷づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 作付、栽培に関する計画と実施状況確認に関すること。
- (2) 栽培技術向上研修会等の開催に関すること。
- (3) 認証米栽培者及び作付面積の拡大と認証普及に関すること。
- (4) 生きものを育む農法の周知と生物多様性保全の推進に関すること。
- (5) 関係機関からの交付金等による事業に関すること。
- (6) その他協議会の目的達成に必要となる事業に関すること。

2 協議会は、前項の各号に規定する業務の一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 佐渡農業協同組合
- (2) 羽茂農業協同組合
- (3) 佐渡地域振興局農林水産振興部
- (4) 佐渡市農業委員会
- (5) 佐渡農業協同組合水稻部会

- (6)羽茂農業協同組合特別栽培米生産者部会
- (7)佐渡市
- (8)佐渡トキの田んぼを守る会
- (9)N P O法人トキどき応援団
- (10)(社)佐渡生きもの語り研究所
- (11)朱鷺と暮らす郷づくり認証制度申請者

2 前項の会員のほか、会員の推薦に基づき、総会の承認を得た者を会員とすることができる。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に役員を置く。

- 2 役員は、会員の中から12人以内を選任する。
- 3 第5条第1項第1号から第10号までの者は、前項の役員に充てる。
- 4 前項の役員のほか、会員は第5条第1項第11号の会員の中から総会において役員を選任することができる。

(会長等の選任及び職務)

第8条 役員のうちから会長1名、副会長1名及び監事2名を選任する。

- 2 会長、副会長及び監事は役員で互選し、総会の承認により決定する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員会)

第9条 第7条第1項の役員をもって役員会を組織する。

- 2 会長は、必要に応じて役員会を招集し、掌理する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、役員会において国又は県の関係機関その他の役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会の協議事項)

第10条 役員会は、協議会の業務を円滑に行うため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他役員会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて、それぞれ役員会で協議する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第12条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第13条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 総会

(総会の種別等)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が当たる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第6項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 協議会は、必要があると認めたときは、国又は県の関係機関その他の会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会の議決方法等)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会員として総会の議決に加わることはできない。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項

につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第16条第1項及び第3項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、次条第1項の事務局（以下単に「事務局」という。）に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第20条 協議会の業務を執行するため、佐渡市千種232に事務局を置く。

- 2 協議会に、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、佐渡市農林水産部農業政策課長が当たる。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括及び処理する。

(業務の執行)

第21条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、会計処理規程によるものとする。

第6章 会計

(事業年度)

第22条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 出納閉鎖を翌年度5月末とすることができる。

(資金)

第23条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 関係機関からの交付金
- (2) 協議会員からの負担金
- (3) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第24条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。但し会長が認めた場合はこの限りではない。

(監査等)

第25条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。ただし、下記に代えて協

議会の実態に沿った書類を作成することができる

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

第7章 協議会の文書取扱

(文書の発行名義人)

第26条 文書の発行名義人は、会長、監事及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りでない。

(文書の施行)

第27条 文書の施行に当たっては、当該文書の発行名義人の印を押印するものとする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りでない。

第8章 協議会の解散及び残余財産の処分

(解散時の地位の継承)

第28条 万一本協議会が解散する際には、事前に総会で地位の継承者を決定するものとする。

(債務の弁済)

第29条 第4条に定める事業が終了した際及び協議会が解散する際には、協議会の収支は総会で決定する。

2 債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては返還するものとする。

3 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第30条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、役員会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 7 月 3 日から施行する。

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会会計処理規程

平成20年 5 月 15 日 制定
平成21年 4 月 1 日 一部改正
平成29年 7 月 2 日 一部改正
令和 2 年 5 月 22 日 一部改正
令和 4 年 月 日 一部改正

第 1 章 協議会の会計処理

(会計原則)

第 1 条 協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続は、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(勘定区分)

第 2 条 協議会の勘定区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- (1) 地域生物多様性保全委託事業勘定
- (2) 地域生物多様性保全活動支援事業勘定
- (3) その他の事業に係る勘定

(口座の開設)

第 3 条 前条に関する口座は、佐渡農業協同組合に開設するものとする。

(会計年度)

第 4 条 協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(出納責任者)

第 5 条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第 6 条 次の各号に掲げる各事務の区分ごとに当経理責任者を置く。

(事務の区分)

- (1) 地域生物多様性保全委託事業及び地域生物多様性保全活動支援事業に係る事務
- (2) その他協議会が定める業務

(経理責任者)

佐渡市農林水産部農業政策課長
佐渡市農林水産部農業政策課長

(帳簿書類の保存及び処分)

第 7 条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予算及び決算書類 5 年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 5 年
- (3) 証ひょう 5 年
(領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。)
- (4) その他書類 3 年

【備考】第 1 項は、文書等の標準的な保存分類等を参考に規定する。

- 2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。
- 3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

(会計帳簿の更新)

第8条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第2章 予算

(予算の目的)

第9条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(収支予算の作成)

第10条 収支予算は、毎事業年度勘定区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(予算の実施)

第11条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第12条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第3章 出納

(金銭の範囲)

第13条 この規程において、「金銭」とは現金及び預貯金をいい、「現金」とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第14条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

- 2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第15条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

- 2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第6条第1項の経理責任者の承認を得てこれを行う。
- 3 金融機関への振込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第16条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの見積書、請求書その他取引を証する書類に基づき、第6条第1項の経理責任者及び会長の決裁を得て行うものとする。

- 2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第6条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(領収証の徴収)

第17条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることがで

きる。

- 2 金融機関への振込みの方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

- 第18条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

(金銭の過不足)

- 第19条 出納の事務を行う者は、原則として四半期に1回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第6条第1項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第4章 物品

(物品の定義)

- 第20条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

- 第21条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第6条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が20万円未満のときは、事務局長が専決処理にすることができる。

(物品の照合)

- 第22条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第6条第1項の経理責任者に通知しなければならない。

- 2 第6条第1項の経理責任者は、毎事業年度1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

- 第23条 協議会の運営に必要な経費であつて、会議費等軽微なものの支出については、第21条の規定を準用する。

第5章 決算

(決算の目的)

- 第24条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

- 第25条 決算は、毎年3月末の年度決算とする。

(財務諸表の作成)

- 第26条 第6条第1項の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

(年度決算の確定)

第27条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

附則

この規定は、平成20年5月15日から施行する。

附則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年7月2日から施行する。

附則

この規定は、令和2年5月22日から施行する。

附則

この規定は、令和4年7月3日から施行する。